

## 災害時における物資（口腔ケア用品）の提供協力に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動を円滑に行うため、京都市（以下「甲」という。）、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「乙」という。）及び近畿歯科用品商協同組合京都府支部（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時に開設される避難所等で必要となる物資（口腔ケア用品）の円滑な供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （物資）

第2条 物資の内容については、甲、乙及び丙があらかじめ協議して決定するものとする。

### （物資の備蓄）

第3条 丙は、平常時より甲及び乙の要請に基づき物資を提供できるよう、可能な限り備えることとする。

2 備蓄品の管理については、丙が責任をもって行う。

### （要請）

第4条 甲及び乙は、災害時に物資を供給する必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後、丙に対し速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の引渡し及び運搬）

第5条 丙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに必要な物資を、甲又は乙が指定した避難所等に配送する。

2 物資の引渡し場所及び日時は、甲又は乙が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、丙又は丙が指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙が指定する者が運搬を行うことができない場合は、甲又は乙が指定する者が当該運搬を行うものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、丙が供給した物資の対価及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲丙協議のうえ、決定するものとする。

- 3 甲は、前2項の規定に基づき、丙から支払い請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払い期限については、甲丙協議の上、変更することができるものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

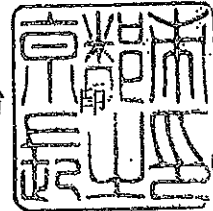
本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月23日

甲：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

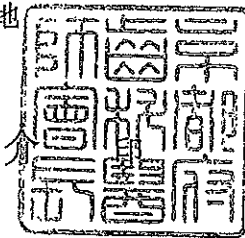
京都市長 松井孝治



乙：京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地

一般社団法人京都府歯科医師会

会長 安岡良介



丙：京都市右京区梅津上田町64河野ビル3F

近畿歯科用品商協同組合京都府支部

支部長 糸矢幸司

